

令和2年 第12回文教厚生常任委員会会議録

令和2年11月19日 議員控室

○事 件

所管課報告事項

- (1) 消費税の修正申告について（八雲総合病院）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る国の交付金事業の活用について（熊石国保病院）
- (3) 病院事業の設置等に関する条例の一部改正案について（八雲総合病院）
- (4) 新型コロナウイルス感染症関連補正予算について（八雲総合病院）
- (5) 新型コロナウイルス感染症核酸増幅検査について（八雲総合病院）
- (6) 障害者施設等入院基本料の算定について（八雲総合病院）
- (7) 令和3年八雲町成人式について（社会教育課）
- (8) 子育て支援センター休館日の変更尾について（住民生活課）
- (9) 診療報酬の返還について（住民生活課）

○出席委員（6名）

委員長	赤 井 睦 美 君	関 口 正 博 君
	佐 藤 智 子 君	斎 藤 實 君
	千 葉 隆 君	黒 島 竹 満 君

○欠席委員（1名）

副委員長 安 藤 辰 行 君

○出席委員外議員（4名）

議長	能登谷 正 人 君	三 澤 公 雄 君
----	-----------	-----------

○出席説明員（17名）

環境水道課長	田 村 春 夫 君	環境水道課長参事	佐 藤 英 彦 君
環境水道課長補佐	吉 田 種 榮 君	業務係長	松 本 俊 紀 君
地域振興課長	野 口 義 人 君	技術主幹	小笠原 一 信 君
国保病院事務長	福 原 光 一 君	国保病院次長	目 谷 文 尚 君
庶務課長	竹 内 伸 大 君	医事課長	石 黒 陽 子 君
地域医療連携課長	長谷川 信 義 君	教育長	土 井 寿 彦 君
社会教育課長	佐 藤 真理子 君	住民生活課長	川 口 拓 也 君
住民生活課長補佐	武 田 利 恵 君	国民健康保険係長	林 邦 洋 君
子育て支援係長	松 本 忍 君		

○出席事務局職員

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） おはようございます。天気の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。第12回文教厚生常任委員会を開催します。

◎ 所管課報告事項

【環境水道課・地域振興課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） 最初に、消費税の修正申告について環境水道課、地域振興課より報告よろしく願いいたします。

○環境水道課長（田村春夫君） 委員長。環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） それでは、共通事項でございますので、私のほうから説明したいと思います。

地域振興課所管の熊石地域簡易水道事業特別会計と、環境水道課所管の下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び水道事業会計並びに旧八雲地域簡易水道事業特別会計において、毎年行っておりました消費税の確定申告について、申告内容に一部誤りがあることが判明し、このたび修正申告を行ったものであります。修正申告の詳しい内容については担当補佐より説明します。

○環境水道課長補佐（吉田種榮君） 委員長。環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 課長補佐。

○環境水道課長補佐（吉田種榮君） このたびの修正申告は、令和2年3月に八雲税務署長から照会があり、主に、消費税率は5%から8%に上がる際の経過措置が正しく申告内容に反映されていなかったことなどが判明したことによるものでございます。5%から8%への税率改正は、平成26年4月からであり、かつ修正申告が5年前まで遡れるため、平成26年度から平成30年度までの修正内容の確認を行いました。確認した結果、八雲税務署長の指摘どおり、平成26年4月以降の特定収入に係る課税仕入等の税額を算出する際に、過去の整備にかかる起債の元金償還等に対して、従前の消費税率5%を乗ずるべきところを、誤って新税率の8%を乗じて計算したことにより、結果、消費税を過大に納付してございました。

消費税の納付税額の計算につきましては、資料の下段の表のイメージのとおり、課税売上にかかる消費税額から課税仕入等にかかる消費税額、いわゆる仕入控除税額を控除して算出いたしますが、地方公共団体の特別会計については、租税、補助金、寄附金などの対価性のない収入、いわゆる特定収入を恒常的な財源としているため、仕入控除税額についても計算の特例が設けられてございまして、特定収入により賄われる課税仕入等にかかる消費税額に相当する金額を控除の対象から除外することとされております。

次のページ、裏のページをご覧ください。上段の表につきましては、先ほどご説明申し上げました、当町の犯した間違いを図で説明したものでございます。

説明につきましては、先ほどの説明のとおりでございまして、次に、修正申告の内容といたしましては、熊石簡水は平成26年度から30年度の5年間で91万5,033円の還付、下水道事業は同じく5年間で3,111万9,800円の還付、農業集落排水事業は同じく5年間で223万2,500円還付であります。水道事業は平成29年度に56万3,500円の還付、平成30年度に8万4,500円の追徴課税、差引2年間で47万6,100円の還付、旧八雲地域の簡易水道事業は、平成27年度から28年度の2年間で308万7,400円の還付見込みでございます。

還付加算金があるものとならないものがございしますが、修正申告から修正後の税額が確定するまで等の時間が長かった場合に、主に加算額が発生いたします。なお、旧八雲地域の簡易水道事業は、平成29年度の水道事業と統合されたため、八雲税務署からの照会文書になかったこともございまして修正申告が遅れ、昨日、税務署に修正申告の申請をしたところでございます。結果については、後ほど税務署のほうから確定の通知が来たときにわかることとなっておりますので、現時点では見込みの額となっております。簡単ではございますけれども私からの説明を終わらせていただきます。

○環境水道課長（田村春夫君） 委員長。環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） ただいま説明しました還付金につきましては、12月定例会で補正をお願いすることとしております。

また、下水道事業会計につきましては令和元年度分、昨年度分を約1,300万円程度の還付金がありますので、その分も合わせて補正をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、今回の修正申告に当たり、旧八雲地域の簡易水道事業特別会計の修正申告が遅れたため、平成26年度分は申告期限の5年を経過したため、修正申告が出来なくなっていることを報告しお詫びいたします。今回の問題が発覚したのは、先ほど説明しました八雲税務署からの問い合わせがあったことでわかったものであり、税務署からの問い合わせ内容は、平成30年度分の熊石簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、水道事業の4会計の問い合わせで、文面は過去、過年度分を含めてとあったものであり、平成29年度に水道事業会計と統合した旧八雲地域簡易水道事業特別会計が含まれていなかったため、旧八雲地域簡易水道事業の修正申告に気づかず、修正申告が遅れたものであります。先ほど補佐のほうからも説明したとおり、還付申告は5年間遡れますが、平成26年度は還付申告対処に気づいた時点で既に5年経過しているため、還付申告ができなかったものであります。

本来なら水道事業会計の修正申告を行うときに気づいていればよかったですのですが、このような結果になり、大変申し訳ございませんでした。

なお、平成26年度の還付見込み額は、計算では137万2,100円と見込んでおります。今後このようなことが起こらないように、税情報の把握、また、課はもとより他の部署、また他町とも連携し、間違いを起こさないよう努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。このことについて質問、ご意見ございませんか。

すごくくだらない質問一ついいですか。あの、5%のところを8%で計算したから、還付されるというのは凄くわかるんですけども、1ヶ所だけ追徴金というのは、これはどうしてですか。ごめんなさいね、全くわからないので教えてください。

○環境水道課長（田村春夫君） 委員長。環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） ただいまのですね、ご質問はもつともだと思います。通常であれば5%計算のところ8%でしているのであれば、単純に戻ってくるということで、ほかの部分についてはすべて戻っているんですが、平成30年度分の水道事業会計については、その時点での申請時の消費税の計算の誤りがありまして、それを今回、正して納付になったと。8%から5%以外に税率の誤りがあったということでございます。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。ほかにございませんか。なければこれで終わります。

【環境水道課・地域振興課職員退室】

【熊石国保病院職員入室】

○委員長（赤井睦美君） 二件目です。新型コロナウイルスの感染症対策に係る国の交付金事業の活用について、熊石国保病院より、座ったままご報告よろしく申し上げます。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 委員長。国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 新型コロナウイルス感染症対策に係る国の交付金事業の活用について説明いたします。別紙の資料1をお願いいたします。

国の二次補正予算により創設されました、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、院内の感染拡大防止対策並びに診療体制の確保などに要する診療材料等を整備するため、事業に係る対象経費をまとめ、補正予算の上程と補助金の申請を行うことで進めてございます。

1 補助金名は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で、事業区分につきましては医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援事業として創設されてございます。

2 対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までであり、申請期限は2月末とされております。

3 対象経費につきましては、感染拡大防止対策に要する感染防具用資材や衛生用消耗品、地域で求められる医療を提供するために必要な感染防止対策用品とされております。

4 補助率は10分の10以内で全額補助であります。

5 補助金を活用して整備する品目等について説明いたします。一番は微粒子用マスクである、N95 マスクや手指消毒ジェル、感染防護用プラスチックエプロン、サージカルマスクなど、医療従事者が感染症患者の対応の際に装着する感染防護用資材であります。2番は飛沫感染防止対策のパーティション用透明クロス、一般患者と隔てた感染症患者の導線を

確保するためのパーティション用カーテン、院内の空気の入れ替えを定期的に行い、室温を維持するための暖房機であるオイルヒーターなど、院内設置の資材でございます。3番は発熱患者用診察室及び病院内に設置する高機能フィルターである、HEPAフィルター付空気清浄機、患者の血圧心電計、酸素飽和度、脈拍をリアルタイムで確認できるベッドサイドモニターの感染防止対策用備品であります。整備費合計 448 万 4,000 円に對しまして、交付金収入は同額の 448 万 4,000 円の事業計画であり、12 月開会の第 4 回定例会で補正予算を上程したいと考えております。

6 当院の感染防止対策を強化している諸室等につきましては、発熱患者用の診察室、胸部の画像診断を行うための X 線 CT 室及び感染症患者の受入れ用病室である病棟 1 階の 4 床 2 部屋、X 線 CT 室までの導線となる病棟 1 階廊下であり、これまで説明しました感染防御用資材と備品を活用して院内感染リスクの更なる提言を図るものであります。

以上で新型コロナウイルス感染症対策に係る国の交付金事業の活用についての説明といたします。よろしくお願ひします

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問、ご意見ございませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 交付金で活用する備品等の部分はですね、これでやろうとしているのはわかるんですけども、そもそもコロナ対策っていうか、コロナ対策感染のためのマニュアルだとか要綱だとか別途作成しているのか、特に、感染者が出るときのゾーニングだとか、感染前のゾーニングだとかも含めた対策をどのようにとっているのか、そういう対策のほうが重要なので。今作っていないとか作ってるとか、状況だけ教えてほしいんですけども。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 委員長。事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員おっしゃるとおりですね、コロナ対策につきましては、十分なマニュアルの整備が必要と考えまして、夏以降にですね、今回のコロナの対策に関するマニュアルを新たに作っております。発熱患者が来院する際にですね、電話の対応からですね、当院、院内への患者の誘導の仕方、また職員の防護資材の着用また脱衣の部分も含めてですね、また病室内の患者の受け入れと対応するスタッフの数ですとか、体制についてもですね、マニュアルを作って、完成しているところであります。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。一つだけ。補助率は 10 分の 10 で、これは上限はあるんですか

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 委員長。事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 各医療機関に上限はございまして、許可病床に必要係数を乗じてですね、医療機関によって上限は異なるんですけども、当院の上限はですね、695 万円の上限額となっております。そのうち必要資材、備品等ですね、集めまして 448 万円の補助申請としてございます。

○委員長（赤井睦美君） せっかくなら全部。必要ではないのですね。すみません。ほかにありませんか。なければ、緊急事態宣言も人数多いので本当に頑張ってください。ありがとうございます。

【熊石国保病院職員退室】

【八雲総合病院職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、三番目、病院事業の設置等に関する条例の一部改正案について八雲総合病院より座ったままで、よろしく願います。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長。総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） それでは病院事業設置等に関する条例の一部改正案について説明いたします。

本件は第4回定例会に上程を予定しております、条例の一部改正であります。改正の理由は、精神科に入院している患者の社会復帰の促進のため、当該患者の退院が確定した段階において、精神科病棟に比べて、より自由度の高い一般病棟へ転棟する運用を行おうとしております。医療補助制約により精神科の患者を一般病棟へ入院させることができないため、一般科であります心療内科の患者として転棟する必要があります。

条例改正の内容といたしましては、各診療科を標榜する条項に心療内科を追加するものであります。説明は以上となります。よろしく願います。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、なにか質問はございませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） これは何床を予定しているんですか。ちょっと違うか。

○地域医療連携課長（長谷川信義君） 委員長。地域医療連携課長。

○委員長（赤井睦美君） 地域医療連携課長。

○地域医療連携課長（長谷川信義君） その専用の病床を設けるかどうかということかと思いますが、設けることはせずにですね、地域包括ケア病棟、そちらのほうに流すということになります。以上です。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 心療内科を標榜するという事だから、病棟の変化というより、包括ケアのところに心療内科のルール上作って、そこに入れるということなんでしょうけれども、たとえば渡辺病院とかの心療内科とかありますけれども、逆に入院の段階からそっちに入れて、精神科というわけではなくて、最初から心療内科のほうの対応としてやる場合もあるんですけども、そういうのも想定してるんですか。今までは入院している人は心療内科で。逆に言えば外来からそこに入院するという事は想定しないんですか。

○地域医療連携課長（長谷川信義君） 委員長。地域医療連携課長。

○委員長（赤井睦美君） 地域医療連携課長。

○地域医療連携課長（長谷川信義君） ただ今の質問ですけれども、外来のほうから、心療内科を受け入れるかどうかということかと思えますけれども、現段階ではですね、やはり入院患者さんを退院促進するために、移すための仕組みと申しますか、ルール化するものでございまして、本来であれば標榜するということからしますと、広く受け入れて、心療内科という科目で患者さんを診てということになろうかと思えますが、現段階の体制と言いますか、この中では、やはりちょっと厳しいのかなというのがあって、精神科医師に相談した結果ですね、まずは今。入院してる患者さんを、一般病棟に移して社会復帰を勧めましょうというところで、今、計画をしているところでございます。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 制度とは、改革で、精神科から一般社会へという、社会的な流れの場合は、時代はそういうふうな流れなんだけれども、逆に一般的な人は精神科に入院したくないという部分では、診療内科っていう、受診をして、そこに入院すると、実質、精神科なんだけれども、イメージ的にそっちがいいということで、こういう開設をして、パターンもあるんだけれども、逆に今の話を聞くとスタッフの問題だとか、いろいろ課題があるから、そこは今、社会的入院をというかたちで今、位置付けてるといような感覚でいいんですか。

○地域医療連携課長（長谷川信義君） 委員長。地域医療連携課長。

○委員長（赤井睦美君） 地域医療連携課長。

○地域医療連携課長（長谷川信義君） まさに委員さんのおっしゃるとおりだと思います。一般的にはやはり精神科、外来ですけれども、精神科よりも心療内科のほうが受診しやすいとか、理由も含めてですけれども、感じる方も多く考えられますし、一定程度、心療内科に該当するであろうという患者さんもいる、これもですね、事実かなと思います。だから今の現在の診療体制からすると、●●、繰り返しになりますけれども、今いる患者さんをどう社会復帰させるかというところのですね、運用として勧めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかに。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 一問一答のほうがいいんですか。えっと、そうするとその精神科の先生が回診するということになりますか。

○地域医療連携課長（長谷川信義君） 委員長、地域医療連携課長。

○委員長（赤井睦美君） 地域医療連携課長。

○地域医療連携課長（長谷川信義君） そのとおりでございます。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） その普通4床ある部屋だと思うんですけども、そこに混ざるというかたちになるんですか。

○地域医療連携課長（長谷川信義君） 委員長。地域医療連携課長。

- 委員長（赤井睦美君） 地域医療連携課長。
- 地域医療連携課長（長谷川信義君） その病床のですね、運用の仕方につきましてはちょっとまだ具体的には詰めておりませんが、やはりその今、精神科のほうに入院されている患者さんで大丈夫であろうと、退院しても大丈夫であろうという方もですね、当然ですけども一般病棟のほうに移しますので、その患者さんと同じといたしますか、ただ部屋はですね、分けるですとか、男女別でございますので、その辺は調整していきたいと思います。
- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） なかなか難しいことだし、全然考えてないかもしれないんですけども、心療内科専門の先生を招聘するとかという、そういう計画はありますか。
- 地域医療連携課長（長谷川信義君） 委員長。地域医療連携課長。
- 委員長（赤井睦美君） 地域医療連携課長。
- 地域医療連携課長（長谷川信義君） 現在のところはですね、そこまでは考えてはございませんけれども、もし来ていただける先生がいれば非常に心強いとは思っておりますが、なかなか難しいと考えてございます。
- 委員長（赤井睦美君） よろしいですか。
- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにございませんか。なければ次の新型コロナウイルス感染症関連補正予算について、よろしく願いいたします。
- 八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長。庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 庶務課長。
- 八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） それでは二点目、新型コロナウイルス感染症関連補正予算について説明いたします。

補正予算第4号及び補正予算第5号（案）について、別紙資料、計画概要により説明いたしますので、資料をご覧ください。

資料記載の1 補正予算第4号は11月2日付け専決処分とさせていただいたものであり、事業の内容は医療機器の整備であります。財源は国の緊急包括支援交付金であり、補助率は10分の10以内となります。整備機器の一点目は、生体情報モニター整備であり、陽性及び疑似症患者の呼吸及び血中酸素濃度等の状態を把握する機器であり、これら生体情報を無線伝送により中央管理機器において管理することで、感染リスクの提言及びモニタリングの効率化をもって、医療従事者の負担軽減を図ろうとするものであります。二点目は、妊婦及び胎児の状態をモニタリングし、分娩のタイミングを把握する機器である分娩監視装置であり、万が一、陽性または疑似症の妊婦をケアする当該患者専用機器として運用するものであります。いずれも機器の調達に一定の期間を要することから、専決処分といたしましたことにご理解をいただきたいと存じます。

次に、資料記載の2 補正予算第5号（案）は、第4回定例町議会へ上程予定の案件であります。財源は、同じく国の緊急包括支援交付金及びインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金であり、補助率は一部を除き10分の10となります。

事業内容の No. 1 病床確保促進事業は、第 3 回定例町議会において議決いただいております案件であります。5,750 万 8,000 円の減額理由であります。北海道において 8 月 1 日付けで協力医療機関の指定を行ったことに伴い、4 月から 7 月までの間の病床確保両単価の考え方が示されたことにより減額するものであります。

No. 2 感染症患者等入院医療機関設備整備は、陽性及び疑似症患者の入院管理の際に、感染リスクの軽減、管理の効率化及び医療従事者の負担軽減を目的に、清拭がより容易なマットレス、使い捨てで対応するシーツや枕カバーの購入、陽性患者の院内搬送に用いる専用の車椅子等を整備するものであります。

No. 3 感染疑い患者受入協力医療機関設備整備等事業費は、疑い患者を受け入れる医療機関で救急周産期医療を担う期間がこれら通常の診療体制を維持するための経費に対する補助であります。①の設備整備は、保育器 1 台を整備するものであり、事業費 321 万 2,000 円に対します補助金上限が 150 万円ではありますが、不足する財源は損益勘定留保資金により補てんするものであります。②の支援金に関しましては、病院運営上、必要とする経常経費の充当が可能とされており、清掃委託、感染性廃棄物処理委託等の当初より予定されていた経費へ充当するものであり、実質収入のみの性質であります。

No. 4 インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援事業は、インフルエンザ流行期への備えとして新設された国庫補助金であります。内容といたしましては、発熱外来診療体制を確保するため、道からの指定を受けた医療機関に対し、発熱外来診察室の稼働時間及び受け入れ患者数に応じて交付されるものであります。当該補助金に対します特定の支出計画はございませんので、実質収入のみの性質であります。

資料摘要欄の説明は、今ほど説明いたしました内容の概要でありますので、別途お読み取り願います。なお、補正予算第 5 号における収入支出の整備であります。収入 3,014 万 8,000 円に対し、予定する支出は 502 万 9,000 円であり、差引 2,511 万 9,000 円を収入として留保する内容となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問、ご意見ありませんか。

○委員（斎藤 實君） 委員長。一点だけちょっと確認させてほしいんですけども、No. 1 の病床確保促進事業の 5,750 万 8,000 円は、これ当初と同じような金額ですか。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長。庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 少し複雑な制度ですので、やはり説明が必要かなと思っておりました。まずですね、当院の病床確保の状況といたしましては、4 月 1 日段階から既に中央 6 階病棟の片側の病室を、すべて新型コロナウイルス感染症対応の病床として確保しておりました。その後に北海道のほうから、こういった病床の確保の補助金のご案内がありまして、並行して八雲保健所を通じて、協力医療機関となるべく調整をしておりましたが、補助申請の段階で、ある程度、大枠の単価ですとか、そういう考え方を示されておりましたが、8 月 1 日にこの協力医療機関を全道一斉にしたものですら、4 月から 7 月までの確保病床に対する単価がどういうふうになってるかというのが不明でありました。

具体的には当初9月の補正予算段階で提出したときは、当院の実績の日当円であります1床当たり1日4万4,000円、これに確保した病床、それからある程度、入院するとされるだろうという、想定する患者数を差し引いて計算したところ、3億3,800万という額面になって、第3回定例会に上程をし、議決をいただきました。ただ、その後ですね、10月に入りまして、4月から7月までの病床確保については、協力医療機関の指定前であって、すべての病床を補助単価の5万2,000円と示されましたが、5万2,000円の適用はできないというふうに説明がありました。より具体的な説明としては、4月から7月までの間の協力医療機関としてみならず病床は、1日当たり最大の受け入れ人数を持って、その病床数にするというふうに定められたところですが、当院の実績といたしましては、1日当たり最大で疑似症が入りました人数は2人でありますので、2床がみなしの協力医療機関分の単価5万2,000円を適用し、空床延べ数に乗じる、そのほかの病床につきましては、その他の確保病床ということで1万6,000円を乗じるということになりました。

そのことによりまして、当初、当院では4月段階から、ある程度、高い単価体で保証されるというふうに見込んでいたものが5,700万という積算となった次第であります。それと資料には明記をしてございませんが、昨日付けで道南三次医療圏の病床確保の警戒レベルが1段上がってフェーズ2となったということで、本日、八雲保健所から電話にて通知がありました。こうなりますと、当院は中央6階病棟すべての病床を確保する重点医療機関の指定をまもなく昨日付で受けるということで速報の電話をいただいておりますので、一度、タイミング的に5,700万の減額補正を出ささせていただくんですが、さらに確保する病床が増えることで、これは3月定例会になろうかと思いますが、この部分については、ほぼ、また増額の補正といいますか、最終的には調整の補正というふうになると思います。実際にはタイミングが絡んでおりますので、大きく減らして、また大きく増やすということで審議にご迷惑をおかけいたしますが、直近の情勢としてはそのような状況となっております。

ただ一点5,700万、非常に大きな数字の減額であります。これに対する特定の支出は見込んでございませんので、この減額により、何か当院の感染対策に支障が生じるということはありませんということをおし添えたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにございませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 今の交付金とか補助金の関係はね、その都度の状況で変化することによってわかるんですけども、なかなか大きい金額じゃないんですけども、ちまちまくれるから、なかなか計画変更する段階でしっかりとしたものを作れないというのも悩みだと思ってしまうので、うちも福祉施設のほうで、施設ごと小さければ小さいなりにだけれども、行けるんですけども、あまり大きい額でないから、ダイキンのクーラー買ったら、あと終わりというような金額なので、なかなか中身的には、あまり現場のほうとしては臨機応変にやらなければならないという苦労はあるのかなという部分が感想としてあります。

あともう一つなんだけれども、今、コロナの関係で感染症病棟が実は6階にあるということで、やっぱり今どうこうすることではできないんですけども、やっぱり今、この対応で現場の職員の人がそれで苦労している部分って確かにあると思うんだわ。それでいつ長

期的な計画の中に病棟の再編というか、こういうふうな病棟はこういう位置にしなければならないとか、そういう時期が来るときに、やっぱり今の現職の人たちが、こういう苦勞をしてこうだということを残しておかないと、実際また新たに建てるときだとか、改築するとき、最上階にすると。最上階にするとということはゾーニングの部分で一番問題があるんだよね。それで本来はどういうところにあったほうがいいのかというのは、一目瞭然で理路整然に語るくらい蓄積したものがあると思うのでね、単に現状をこうだよと、対策としてやるという部分はあるんだけど、やっぱり本来こうあるべきだということをきちんと残しておいて、予算も関わることだから、単にこれくらいの程度で、改善できないからね。だからそういう部分を残すことも、次の新たな感染症というの、いつ起こるかわからないから、そのときに活かせると思うんだよね。だから今やっている皆さんの仕事の中でやっぱり、本来は予算の部分でこれしかできないけれども、実際、予算があったり、新たにものを作るときには、こういうふうにしなければ駄目だということを残すことが、やっぱり今やっていることの意味の一つにあると思うのでね、是非ともそういうのを残して、より良い環境を作るといふ視点で長期的な視点も部分に入れてほしいなと思うんですが、そういうことって感じませんか。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長。庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 今まさに千葉委員のほうから心強いご助言というか、いただきましてありがとうございます。まさにそのとおりでございます。当初、当然ですが、こういう新型コロナウイルスの発生というのが想定されずに6階のほうに感染症病床を作ったという経緯が当然としてあるんですが、実際、現場の職員は苦勞しております。一番の苦勞は日用に使う消耗品、医療用消耗品、備品、感染対策資材ですけれども、今、現在、庶務課のほうで最も必要とされる、最も管理されなければならないN95 ですか、サージカルマスクですか、そういうものは一括、庶務課で管理しております。別の建物の3階からですね、別の建物の6階に上げていくと。払い出しの作業ですか、それがまず現場の苦勞してございます。

そしてこれは、かねがねご指摘されておりますが、治療の中で、どうしてもCTを撮らなければならないですか、そういった場面がございます。6階から移動するとき、現状エレベーター2基あるうちの1基を手動運転させて、その患者の院内移動に関わる職員は短時間ではありますが、4名から5名必要とするような状況であります。仮の話ですが、たとえば1階導線の容易なところに建物があって、またバックヤード的なところから、そういった搬入が容易な通用口があってというようなことが、現場のほうから聞かされております。現在、当然ですけれども、後の検証のために院内でどのような通知をしたか、周知をしたか、掲示をしたか、それを含めてですね、後の検証資料を蓄積してございますので、今、取り立てて患者さんをどうするかといったマニュアルは早期に完成させましたが、当院のBCPどうやって全体の業務をマネジメント継続していくかというのは、まだまだ道半ばでありますので、そういったBCP計画の策定にも活かしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければ次に行きます。新型コロナウイルス感染症核酸増幅検査の開始についてお願いします。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長。庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） それでは新型コロナウイルス感染症核酸増幅検査の開始について説明いたします。

検査開始の諸準備が整いまして、11月16日からランプ法という検査手法を用いまして、新型コロナウイルス感染症の鑑別検査を開始しております。また症状がない方がご自身の任意で当該検査を受ける場合は全額自費となりますが、その検査につきましては12月1日からを予定しております。自費検査の負担額につきましては、レジュメ記載のとおり2万9,590円消費税込みに設定させていただいております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問、ご意見ありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） これは町民に公表してもいいことなんですよ。新聞等にも載るんでしょうか。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 取り立ててランプができるようになりましたということも、お知らせというよりは、自費検査ができるようになりましたというお知らせは当院のホームページで取り扱いしたいというふうには考えております。症状がある方で当院の医師が新型コロナウイルスに感染を疑った場合はですね、当然、ランプ法を用いて強制検査になってきますが、こういった検査をしますというところまで掲示するかどうかは、もう少し院長と詰めていきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） ちょっと変な質問なんですけれども、私たちがこうなんだよというのを知り合いとかに話すというのは別に構わないですか。

（何か言う声あり）

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 9時20分台に菅総理が今のコロナ対策について、非常に●●に達しているということを発表して、とりわけPCRの検査の関係については、やっぱり医療、それから老人系の施設を中心に検査体制を強化するという話をしています。そうしたときに千代田区のように老人福祉施設の人たちは、ある程度、公費でやるとか、それは病院側でなくて政治的な判断があると思うんですけれども、そういった状況の中でなったときに、訂正として、1日どれくらいの検査が可能なのかとか、その辺の1日の量とか、当然

それは月曜日から金曜日までとか土日はできませんとかあると思うんですけども、その辺の関係ちょっと教えていただきたいと思います。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長。庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 検査体制、どれくらいのキャパシティがあるかということのお尋ねいうふうに理解しておりますが、まずランプ法の検査機器が3台入っております、検体自体は16載せれるんですが、サンプル検体の取り扱いもあります14検体、1台当たり載せることができます。その、かける3台となりますので、42検体になります。42検体を1度に回したときに、もっとも早く検査結果が出る時間帯とすれば1時間半程度、ひよっとすればですね、これだけ大量の検体を扱ったことがございませんので、前処理等にもう少し時間がかかるものと思います。そうなりますとだいたい2時間から2時間半くらいで検査結果が判明するのかなと考えております。

それと考えることはありませんが、新型コロナウイルス感染症の蔓延が札幌だけではなく各地域に広がっております。新聞報道でもありますとおり、特に介護保健施設、非常に一度感染者が出るとクラスターになりやすいということで、保健所と協議しておりますが、保健所が行う検査と、当院が行う検査を並行してやっていくようなかたちになるのかなと思います。その際に濃厚接触者の判定を保健所で、ある程度したときに、いち早く検査の結果を出さなければならない分と、限界があってもう少し後回しになる分と、明確にそこは分けていくと思います。仮にそうなった場合はクラスターの拡大が一番避けなければならない状況ですので、検査体制としては、ほぼ24時間とはなかなか言えませんが、ある程度、速やかに検査結果がでるまで当院の職員としては努力するものと考えております。以上でございます。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 今言うように道からの要請があつて検体が回ってくる場合もあるし、そうでない場合もあると。通常の労働時間の範囲で、どれくらいが普通、検体検査できるのか。非常時になつても、ある程度、体制を強化したりすれば、これくらいは最大可能だけれども、状況によっては道から来るから●●の場合があるというような、もうちょっと私情的な部分で、ちょっと教えていただくことはできませんか。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長。庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 大変失礼いたしました。ちょっと話が混乱しました。まず現在ですね、検査室のほうで、常時この検査に対応できる職員が現在のところ4名おります。それと1月下旬くらいまでを目途に、更に増員し7名体制で、現在のところは検査を回していく体制としてございます。なかなか厄介な検査でございますので、原則はですね日中勤務時間の中で回していくと。それで夜間・休日については、次の日の朝に待機者が出てきてですね、早めに出勤をして検査を回してというということになります。検査室のほうでは一日のキャパというのは詰めておりませんので正確なお答えは、なかなかできない

ところですが、検査職員が著しく疲弊しない程度の数量というのは早急に検査室と詰めた
いと思っております。

自費検査につきましては、当然、診療の方を優先しますので、現在のところは多くても3
名くらいということを考えているところであります。その辺はある程度症状のない方で自
費で検査を望みますので、予約で調整しながら取り進めてまいりたいと考えております。よ
ろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

○委員（千葉 隆君） わかりました。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 一つだけ確認するけど、2万9,590円は、これ保険効かないのかい。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長。庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） こちらにつきましては自費検査でございますので、
全額個人負担の金額となります。

○委員長（赤井睦美君） ほかにございませんか。なければ次、障害者施設等入院基本料の
算定について、よろしくお願いいたします。

○八雲総合病院医事課長（石黒陽子君） 委員長、医事課長。

○委員長（赤井睦美君） 医事課長。

○八雲総合病院医事課長（石黒陽子君） 障害者施設等入院基本料についてご説明させてい
ただきます。昨年度より導入されております、経営アドバイザーからの提案により、現在、
当院中央4階病棟で稼働しております療養病棟入院基本料を障害者施設等入院基本料に変
更しようとするものです。一般的に障害施設等入院基本料とは、神経難病と言われておりま
す、パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症など、そのような治療を行う科です。重度の肢体
不自由者や重度の意識障害者などを入院治療を行う病棟と言われております。

当院で稼働しております療養病床に関しましては、先ほど述べました重度の肢体不自由
者に該当される病態の患者が多く入院されていることから、障害者施設等入院基本料を算
定するにあたる基準を満たしていると思われます。今月より看護職員の配置、さらに入院患
者層の割合の実績を積み上げて、1月より算定を開始できるように体制づくりを行っている
次第であります。このことによりまして入院料変更後には年間3,000万円くらいの収益
増となることを見込まれることをご報告させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。このことについて質問、ご意見ありませ
んか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 今の療養病棟の病気の範囲と、若干、障害者施設等の基本料の算定
の疾病の状況が変わりますよということも大きいと思うんだけど、イメージ的に、たと
えばの話だけれども、渡島管内で、鹿部の渡島リハビリ、あそこにも病院があるんですけれ

ども、ほとんどが、特養もあるけれども、あっちのほうは障害者の部分が多いんですけれども、ああいう人達も、逆に言えば今、総合病院のほうに転院することは可能だということですか。対象者がいない。

○八雲総合病院医事課長（石黒陽子君） 委員長。医事課長。

○委員長（赤井睦美君） 医事課長。

○八雲総合病院医事課長（石黒陽子君） 今現在といたしましては、議員のおっしゃられております、鹿部にあります施設リハビリセンターのほうからの転院を検討しているということではないんですけれども、現在の病床の中で、そちらの肢体不自由に該当する方が数名いらっしゃるものですから、入院の障害者病棟施設に関しまして、現在4階病棟に40床稼働している中で、おおむね7割以上そのような状態の患者様が入院されていなければ稼働させることができないというのがあります。そのようなことから今月よりですね、まずは入院の患者層割合だとか、どの程度いるのか、あるいは今後、そのような方たちを、どのようにベッドコントロールですね、急性期病床からの移動だとか、そういった他方からの集患だとか、そういったことによって7割をキープし続けられるのかということ、今月から。それによりまして、検証した結果が、稼働して大丈夫ということであれば、道のほうに届出をしまして、入院基本料という保険請求上の点数自体の変更届を出して稼働させていきたいというのが考えであります。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 町内の人で、重度の身体障害者、病氣的に言えば肢体不自由者が来たんだけれども、療養病棟でちょっと面倒見てくれないかって言ったら、対象者じゃないって鹿部のほうに行ったんだわ。当然、転院になると紹介状をもらって、医師とのやりとりをしながらやらないとないことは十二分に承知しているんですけれども、できればそのときの状況にもよるけれども、もっと重度になっていけば、なかなか転院することもできないんだけれども、そういうことも可能な病床になるということ聞いてるんです。

○八雲総合病院医事課長（石黒陽子君） 委員長。医事課長。

○委員長（赤井睦美君） 医事課長。

○八雲総合病院医事課長（石黒陽子君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければ、その他ということではなにかありませんか。

○八雲総合病院庶務課長（竹内伸大君） その他は今日は特にございませぬ。

○委員長（赤井睦美君） それではこれで終わります。ありがとうございました。

【八雲総合病院職員退室】

【社会教育課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、令和3年八雲町成人式についてご報告よろしくお願いたします。

○委員（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○委員（佐藤真理子君） それでは社会教育課所管の八雲町成人式についてということで説明をさせていただきます。

今年度の成人式は、令和3年1月3日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期といたします。この理由としては、現在、北海道においても新型コロナウイルス感染が拡大している状況であり、新成人の皆様の健康と安全に配慮したものでございます。

八雲町成人式に出席する新成人は、その年によって異なるものの、半数以上が町外からの参加者であり、人の移動が活発になる年末年始の時期は感染リスクが高まると考えられるため、町として新成人の皆様が集まる場を設けないとしたものです。今年度の成人式の対象者は平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれたもので、八雲町に住民票のある者、及び現在八雲町に住民表はないが八雲町成人式に出席を希望する者としております。現在の対象者数は150名となっております。実際に八雲町成人式に出席する新成人は八雲町内の中学校を卒業した方が多く、参考までに申し上げますと、該当する学年で町内中学校を卒業した方は161名となっております。

また、延期した開催時期については令和3年5月上旬を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し中止とする場合もあります。新成人への延期についての周知方法ですが、対象者へ既に1月3日の成人式の延期についての文書を発送し、町広報12月号及び町ホームページへ記事を掲載いたします。また5月上旬の日程が決まり次第、改めて文書でご案内いたします。出席を予定されていた新成人の皆様、及び関係者の皆様にもご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。このことについて質問、ご意見ありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 個人的には、私も二十歳の頃、成人式出ればよかったんですけども、成人式出なかったんですけど、ある程度、節目の部分で延期したという部分もわからないわけじゃないんですけども、たとえばの話、成人式、今までのような成人式の形式だったら無理だろうという部分はあるし、感染拡大してきたときにどうだという部分もあるので、やり方なんだけれども、若い人の式なのでね、夏場に外で、屋外で成人式やるというのは駄目なのかなって。たとえば今、パノラマのコンサートやっているところとか、すごい見晴らしがいいし、あそこだったらソーシャルディスタンス、2m3m空けても150人200人入ったって別にいいのかなというのものもあるから、たとえばその中で何をカットするかというよりも、記念だから写真だけは撮りますよって。パノラマで。全体映してだとか。そういう、なんかこう成人式やらないけれども記念のなんかをやるというようなかたちでの検討というの、一つはやり方としてあるんじゃないのかなって。だから屋内で3密だとかいっぱい集まるというのが駄目だということであれば、八雲町の一番象徴的なパノラマの景色があって、坂で背景に写真撮ることが可能だとかさ、なんかアイデア出して、成人式そのものは

やらなくても、なんか記念になるようなものを作ってあげるという方向性もちょっと可能であれば検討してほしいなというか、全部が全部、この令和になってから、2年もそうだし、元年の末からも、その頃の二十歳の人たちが記念になるものが何にもないし、友達とも会えないという状況もあるのでね、会えなくてもここまではできるんじゃないのかという方法とか、そういう部分で検討することは難しいんですかね。

○委員（佐藤真理子君） 委員長。社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○委員（佐藤真理子君） 今回の千葉委員のご意見ですが、今回、5月に延期した理由と申しますのが、当初は1月ということで1年前からご案内をしていた部分もございましたので、皆さんが、全員ではもちろんないんですけども、着物などをご利用されていたということがございましたので、それを着れる時期というのを考えつつ、夏場だとちょっと着物を着ることが難しいのかなと。それで今回、予約されて楽しみにされているということもちょっと考えつつ5月という上旬というようなことを開催を考えていたところです。それで屋外での開催についてはちょっと、実は考えておりませんでして、屋内の式典というようなことを考えておりましたので、考えておりませんでしたというのが正直なところです。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 5月にね、今までの形式の中で開催できれば私はそれはそれでよいことだなと思うんですけども、最悪、状況によっては中止の判断するよと、そのときにやっぱりある程度、屋外で写真くらい撮ったりするような、せっかくの一生に一度の部分があるので、なんかそういう企画というか、成人式という型にとらわれない記念日みたいな、二十歳の記念ということで、八雲町独自で、屋外も含めて成人式みたいに大々的にとかいろいろ誰か呼んで公演するだとか、そういうことじゃなくてもいいから、やりたいというか賛同してくれる人達だけでも集まってもいいから、記念になるようなもの考えることも、中止になるよりはいいんじゃないかなという程度のことなので、なんとか中止にせざるを得ない状況であったら、何らかの形で記念になるような機会を提供できないかなという考え方で少し検討してもらって、また状況によってはコロナ禍も相当ひどくなる状況になって、そんなこと言ってもらえない状況になるかもわからないし、それはその時々で、誰もが今予測不可能だからあれなので、ただ、今のようもう少し低下するような、コロナ禍をね。だけでも中止せざるを得ないという状況であれば、そういう方法も検討する部分に入れてほしいなということで、答弁いらないので考えてほしい。できなければできないでしょうがないから。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。一つだけ変な質問ですけども、今年から熊石と八雲は合同ですよ。でも私がもし熊石の成人者だったら熊石でやるんだったら絶対に密にならないからできたのって思いますけれども、そういう意見とかはないんですかね。

○委員（佐藤真理子君） 委員長。社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○委員（佐藤真理子君） そういった意見は特にございませんでした。

○委員長（赤井睦美君） 皆おとなしいんだね。私は熊石やってほしいと。今年に限り。そういうふうに思いましたけれども。わかりました。ほかにありますか。なければ総務委員会のほうからどうぞ。

○傍聴者（三澤公雄君） 傍聴者ですけれども。今、本当に型にとらわれない意見が出たので、一つ参考にしてもらいたいと思うので、成人式とはちょっと離れるんですけれども、1月のことで、備えて話をしたいんですけれども、そのちょっと先には卒業式が3月にあるので、一つそのことも、これは二度目になりますから、コロナ禍においても対応できることを成人式と合わせて考えてもらいたい。地域によっては成人式を18歳にという動きもあると聞いていますから、そういうことも考えて、これから考えるにあたって成人式の中でちょっと卒業式のことを考えることは、ちょっと早すぎるかもしれませんが、傍聴者からお願いします。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育ですけれども、教育長さんは両方なのでよろしく願いいたします。

○教育長（土井寿彦君） まさにおっしゃるとおりでございます、学校の節目の卒業式・入学式は大事な節目でございますので、これまでこのコロナ禍でいろんな経験してまいりましたし、新生活様式、スタイルというのもございますので、きちんとそういったことを踏まえながらですね、子どもにとっても保護者にとっても、きちんと思い出に残るような式典を何とか開けるようにですね、これまでの知見を活かして考えていきたいと思っておりますので、またご指導いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければこれで終わります。ありがとうございます。

【社会教育課職員退室】

【住民生活課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは子育て支援センター休館日の変更について、お座りいただいたまま報告よろしく願いいたします。

○子育て支援センター係長（松本 忍君） 委員長。子育て支援センター係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○子育て支援センター係長（松本 忍君） それではお手元の資料に沿いまして、ご報告させていただきます。

ご承知のとおり子育て支援センターにつきましては、町の子育てに関する総合相談窓口として、また、親子や児童の交流の場として多くの方に利用されております。今後も子育て支援センターで実施する事業の内容に変わりはありませんが、施設の休館日を来年度から変更する方向で準備を進めていくところであります。

休館日の閉館内容につきましては、（1）記載のとおり、現行、火曜日と年末年始に設定している休館日を、令和3年度から土曜日、祝日・年末年始に変更しようとするものであります。なお※印に記載のとおり、今年度につきましては新型コロナウイルス感染症拡大の予防対策として、会館利用日数を極力減らすことと、施設の消毒等の衛生管理の徹底強化を図

る観点から、利用者の見守りが手薄となってしまう土日祝日は閉館し、逆に火曜日を開館しているところではありますが、これまで苦情等なく現在も継続しております。

次に(2)の休館日を変更する理由につきましては、一点目として先ほどの※印を説明と重なりますが、今後も長期化が予測されるコロナ禍に対応するためには、消毒等の衛生管理の徹底が不可欠であり、それには常に複数の職員の目が行き届く施設運営が必要であります。子育て支援センターは、かねてより土日祝日の開館時に対応するための管理人を雇用しておりますが、この体制では衛生面に不安が残ることから、これを改めて、来年度から正職員が勤務していない土曜日祝日については休館日とすることが望ましいと考えております。

次に二点目の理由として、近年、土日祝日の利用者は年々減少しており、昨年度の利用実績は、一日平均2、3組程度と非常に少なく、中には利用者0人の日もございました。また、理由三点目の土日祝日の利用者があった場合の滞在時間につきましても非常に短く、平均しますと30分から1時間程度であることから、1日のほとんどは利用者のないまま施設を開けて、その間、管理人は待機するだけの状況となっております。最後に四点目と五点目の理由ですが、先ほども述べましたとおり、土日祝日の対応は管理人一人で行っているところではありますが、この管理人が本年度を持って定年退職を迎えること、またこれに代わり、新たな採用は見送り、経費の削減を図りたいと考えております。特に土日祝日については利用者が少ない中であっても1日分の人件費がかかってまいりますので、この経費の削減効果は大きいと思います。

ご報告内容は以上となりますが、たとえ休館日に変更になったとしても、これまで同様、子育て拠点施設として様々な事業を展開していくことになり変わりなく、また規則にも定められているように、休館日であっても町内会やその他団体等から利用したい旨の申し出があれば臨機応変に対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長(赤井睦美君) ありがとうございます。このことについて質問、ご意見ありませんか。

○委員(千葉 隆君) はい。

○委員長(赤井睦美君) 千葉委員。

○委員(千葉 隆君) 前から言われていたことだから、遅いくらいだなと思っていますので、早く費用対効果の部分を含めれば、当然のことなので、来年度からということなので、働く側の関係も含めて、やっぱり土日休みというか、そういうサイクルでいかないと。とりわけやっぱり子育ての関係で、土日くらいはやっぱり自己責任で頑張ってみてもらわないと、●●。そういう意味ではパノラマの子ども施設とか、外もあるし中もあるし、ある程度変化してきているので、あっちのほうは土日多いんだよね。だからそういうニーズに、捉えて、ある程度、変貌していかなければならない。これまでの部分とまた違うってことを自覚して、こういうふうには削減するというのは当然だと思うので、できるだけ、年度ということだけでなくとも早めにやってもいいくらいだと思うので。

○住民生活課長(川口拓也君) 委員長。

○委員長(赤井睦美君) 課長。

○住民生活課長(川口拓也君) 委員ご指摘のとおりですね、まず幸いといたしますか、今回のコロナ禍の影響でですね、今年度から臨時的に来年度から実施するようなかたちです

ね、既に取りかからせていただいております。それに接続するようにですね、やはりどうしても自治基本条例というものがあまして、確かに出だしがちょっと遅かったかもしれないんですけども、これからパブリックコメント、一応、公共の施設でございますので、そちらのほうをかけまして、多分おそらくは何も意見はないと思うんですけども、一応、利用者のことも考えてですね、施設のほうにも、なにかポスターかなんか貼ってですね、来年度から休日休館日変更しますって掲げてですね、最終的にOKが出ると、規則改正して4月1日から正式にやるようなかたちで進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） この火曜日に開けてほしいという要望は今までございましたか。

○子育て支援センター係長（松本 忍君） 委員長。子育て支援センター係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○子育て支援センター係長（松本 忍君） 特になかったですね。今までずっと火曜日が定休日ということだったので、お母さん方からはそういうふうだという感じで思っていたかと思うんですけども、このコロナ禍になってから火曜日開けることにしてるんですよ。今の段階では。そしたらやっぱり開けてもらえて、平日のほう結構、乳幼児さん等、お母さんと一緒に来る方が多いので、良かったというのは玄関のほうに張り紙置いてあるので、結構来ていただいております。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければ次に移ります。診療報酬の返還についてよろしく願いいたします。

○国民健康保険係長（林 邦洋君） 委員長。国民健康保険係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○国民健康保険係長（林 邦洋君） それでは、魚住金婚湯医院診療報酬の返還についてご説明させていただきます。

本件につきましては昨年9月に概要についてご説明させていただいておりますが、その後、魚住金婚湯医院から自己破産の連絡がありましたので、これまでの経緯を含めて現在の状況を説明させていただきたいと思っております。お手元の資料をご覧ください。

平成30年8月と9月に行われました、北海道厚生局と北海道による八雲町内の医療機関であります、魚住金婚湯医院に対する個別指導によりまして、診療報酬の算定誤りが発見され、魚住金婚湯医院から、八雲町含む算定誤りが該当する各保険者へ診療報酬の返還が行われることとなりました。

診療報酬返還額につきましては、診療の（1）の額となっております。この返還金につきましては当初、分割払いで返還を行うことで魚住金婚湯医院の承諾を得ておりましたが、令和2年4月に魚住金婚湯医院の弁護士から破産の申し立てにより、令和2年5月以降について返還の停止する旨の連絡がありました。これを受けまして町の顧問弁護士に状況を説明のうえ、今後の対応について相談をしたところ、破産法により返還請求は困難との回答をいただきました。本件につきましては、現在、裁判所から破産管財人により債権調査を行う旨の通知が各債権者へ出されている状況であり、今後、裁判所の手続きに則り対応を行っ

ていく予定でございます。返還金の全額回収が可能であるか現段階では定かではありませんが、現在の状況については以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。このことについて質問、ご意見ありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） この未納額 659 万なにかしは、不納欠損というふうになる可能性が高いですか。

○住民生活課長（川口拓也君） 委員長。

○委員長（赤井睦美君） 課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 先ほども言ったとおりですね、まずこれから、あちらのほうの弁護士から、こちらのほうに、いくら負債があるかという、やはり債権の部分で、もし我々のほうも当然この部分の不納欠損というかたちではなくてですね、一応、我々のほうも弁護士とかそういった方々に相談しながらですね、返していただくものは返していただくという感じで、ただ、なかなかやはり破産法という部分が、なかなか我々、私債権というかたちになると難しいものになりまして、優先順位が決まっておりますので、相当厳しいかなと考えていますが、あとはやはり本人の誠意とか、そういったものになると思うんですよ。それで地道にですね、この部分はちょっと回収を、していただくように促していくしかないのかなと考えております。とりあえず今の段階では全くその不納欠損とか、そういったものは一切考えてございません。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 魚住さん医療法人だよ。

○住民生活課長（川口拓也君） 医療法人ですけども、個人の名前。

○委員（千葉 隆君） 個人の名前で。そしたら土地、建物も個人の所有。

○住民生活課長（川口拓也君） 固定資産税の名義まではちょっと確認はしていませんね。

○委員（千葉 隆君） その辺、たとえばそこ温泉入っているから入湯税とか。あそこ温泉だからさ、温泉施設で病院だから、病院の入浴所になってるかもわからないけど、実際まだ債権者は町内に在住してるんでしょ。

○住民生活課長（川口拓也君） そういうふうには聞いていますね。ちょっと難しいのはですね、同じ役場で税とかいろいろあるんですけども、我々やはり税情報は見れないんですよ。同じ組織であっても、やはりそこら辺はしっかりとした手続きを踏まなければ調査はできないものなので、なかなか部分もあれば●●ですけども、いらっしゃるというのは聞いております。

（何か言う声あり）

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければこれで終わります。頑張ってください。

【住民生活課職員退室】

◎ その他

○委員長（赤井睦美君） 以上ですべての案件は終わりましたけれども、皆さんその他という事で何かありませんか。事務局からも。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 次回の文教厚生常任委員会の開催ですけれども、定例でいくと第3木曜日ということになっておりますけれども、12月は10日から16日の予定で定例会を予定してございますので、その定例会の会期中に文教厚生常任委員会を開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） あと、私のほうからなんですけれども、さっきの水道事業の関係で、5%でよかったところ8%で計算して還付金が来るのはいいんですけども、それに関連して計算ミスがあったと。これってこの事件がなければこの計算ミスってわからなかったんですかね、変な話。30年度の。だから別に今わかって払うのはいいんですけども、こういうことってあると、ほかの計算、大丈夫なのかなって本人には言いませんけれども、なんかちょっと不安になったのが一点と、あとせっかく国保にも補助金が600万付いたのに、400何万で、ちょうどベッドサイドモニターと付けるのであれば、ベッドも使うということを考えてるんだったら、総合病院が使い捨てのシーツとかって買ってるから、残りのお金でそのシーツとかを買えばよかったのと思ったんですけれども、その辺、連携してこういう良いものあるから買いましょうとかって、そんな相談があれば良いのになって勝手に個人的に思ったんですけれども。

○委員（千葉 隆君） シーツはあれなんですよ。通常のシーツはリースじゃないの。リースだから、今買ってるのは結局、感染が強いからリースで消毒にはならないから使い捨てのやつを買うってことじゃないの。

○委員長（赤井睦美君） 熊石国保病院も約200万くらい残すのであれば、ギリギリまでそういうのも買ってよかったんじゃないのかなって勝手に思ったんですけれども。

○委員（佐藤智子君） 上限使い切るだけの要望を出してもいいかもしれないですよ。

○委員長（赤井睦美君） そうそう。あとその水道課は本当にほかの計算大丈夫なのって私はずいついそう思っちゃうんですけれども、そういうところもちょっと注意しながら、今後もいきたいと思っておりますので、皆さんもよろしく願いします。

皆さんからなければ、これで終わります。ありがとうございました。お疲れ様でした。

[閉会 午前11時25分]